

## The Japanese Constitution and Women's Rights 日本国憲法と女性の権利

講演者：Beate Sirota Gordon

日時：May 2, 1996 (14:50-16:00)

場所：A-206

日本国憲法の女性に関する条項、憲法第14条、第24条の草案者として有名なベアテ・シロタ・ゴードンさんをお招きして当大学社会科学研究所とアジア文化研究所との共催の下、本講演会は開催された。

ゴードンさんは、有名なピアニストである父、レオ・シロタ氏が山田耕作氏の招へいで東京芸術学校（現、東京芸術大学）に赴任したのに伴い来日した。5才から15才までの10年間、東京・赤坂で生活を送る。その後1939年8月に単身渡米し、ミルズ・カレッジに進学するが、1941年に第二次大戦が始まり、日本にいる両親との連絡が途絶えてしまい、不安な時期を過ごす。大学卒業後自活の為、アメリカの戦争情報局や雑誌社でリサーチャーとして働き、戦争の終結とともにGHQ民政局のスタッフとして再来日し、戦争中に日本に残っていた両親と感動的な再会を果たす。

本講演会において、彼女の日本での幼少時代から憲法草案に至るまでの様々な人々や出来事との関わりが語られ、特に日本国憲法に「男女平等」を草案したプロセスとその強い願いが熱く語られた。

ゴードン氏の憲法草案のプロセスには、彼女がアメリカの社会で経験した男女差別に対する苦い思いと、日本での幼少時代過ごした生活経験が活かされている。その彼女の経験から起草され、その精神が反映されているのが日本国憲法第14条と第24条である。現在の条文に至る過程には、彼女が起草した「ベアテ草案」の存在が大きな意味を持つ。彼女が起草し、そこに取り入れた「男女平等」の精神は、当時の日本政府の代表になかなか受け入れられず「天皇制」に関する議論同様、紆余曲折を経て産まれたことが生々しく語られた。また、彼女の口から語られる戦前・戦後の日本社会・人々の様々

なエピソードは、まさしく日本国憲法作成の舞台裏を彷彿させるもので、一人の人間の人生を通じて見た憲法は非常に見近な存在に思えるのであった。

最後に、彼女と憲法草案に関する民政局カーデイス大佐とのやりとりや日本政府代表との議論などについて、より詳細な情報を得たい方は、彼女の著作『1945年のクリスマス』（柏書房、1995年）をご参照頂きたい。

（講演は英語で行われました。）

（文責：安積 仰也）